

● 「経済危機対策」（09年4月10日閣議決定）抜粋

財政の持続可能性を確保する観点から、累次の経済対策として実施される措置を踏まえ、「中期プログラム」（平成20年12月24日）について、必要な改訂を早急に行うこととする。

● 与謝野馨大臣 閣議後の記者会見（09年4月14日）抜粋

（追加経済対策の「中期プログラム」の改訂についての質問への回答）

第2の点は、「中期プログラム」もやはり一定の経済前提を置いております。その経済前提はやや怪しげになってきているので、そういう経済対策があったかどうかということとは実は関係なく、やはり現在の日本、世界が直面する経済・金融危機について、特に歳入面に対する影響は織り込まざるを得ないというふうに思っております。加えて、今般、経済対策を新たに行い、相当な規模の補正予算になるわけですから、それから派生してくる問題も「中期プログラム」の中でどのように後々始末をつけていくのかということも考えなければいけない。

● 「中期プログラム」（08年12月24日閣議決定）抜粋

3. 安心と責任のバランスの取れた財源確保

(1) 社会保障安定財源については、給付に見合った負担という視点及び国民が広く受益する社会保障の費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を主要な財源として確保する。これは税制抜本改革の一環として実現する。

(2) この際、国・地方を通じた年金、医療、介護の社会保障給付及び少子化対策に要する公費負担の費用について、その全額を国・地方の安定財源によって賄うことを理想とし、目的とする。

このため、2010年代半ばにおいては、基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げに要する費用をはじめ、上記2. に示した改革の確立・制度化及び基礎年金、老人医療、介護に係る社会保障給付に必要な公費負担の費用を、消費税を主要な財源として安定的に賄うことにより、現世代の安心確保と将来世代への責任のバランスを取りながら、国・地方の安定財源の確保への第一歩とする。

具体的には、上記の社会保障給付及び少子化対策に要する費用の状況や将来見通し、財政健全化の状況等を踏まえ、税制の抜本改革法案の提出時期までに、その実施方法と合わせて決定する。